

大阪府警による大正生健会への弾圧事件の経過

2020年3月 全大阪生活と健康を守る会連合会(大生連)作成

2月4日

- ◆早朝、府警警備部（公安警察）、2名の会員を逮捕。生健会事務所を家宅搜索。総勢25名以上。
- ◆逮捕の理由＝「詐欺容疑」
- ◆逮捕された人＝Aさん76歳、人工透析。Bさん73歳、2年前脳梗塞、6種類の薬を服用。
- ◆Bさんは譲渡ではなく、**友情からAさんにケイタイを貸した。違法ではない。**
- ◆大正生健会事務所の搜索＝4時間半。PC、組織資料、要求運動資料、財政資料など押収。
- ◆Bさん「**国民救援会の弁護士呼べ**」、これ以降、弁護士が**連日接見**。Bさん**黙秘権**を行使。
- ◆弁護士、Aさんも接見、人工透析。即日釈放。

2月5日

- ◆対策会議＝これ以降ほぼ連日行う。「弾圧」を笑い飛ばす、明るい会議。
- ◆抗議声明、地検『不起訴』要請書及び「大正警察の不当逮捕、拘束に抗議」の団体署名作成。

2月6日

- ◆府下団体に団体署名を依頼、全国にも依頼。400以上の団体から署名が集まる。

2月12日

- ◆Bさんの拘留取消の準抗告を裁判所に申し立て、同日却下。

2月13日

- ◆決起＝沖縄会館で集会、200名以上参加、抗議声明を読む、事件の経過を弁護士が報告。
- ◆集会終了後＝約80人が大正警察前で「仲間を返せ」とシュプレヒコール、「抗議声明」を渡す。

2月14日

- ◆Bさん勾留延長決定。差押取消し準抗告申し立て。

2月19日

- ◆裁判所で勾留理由開示公判、傍聴席満席。Bさん陳述、傍聴者ガンバレの声援、裁判官制止せず。
- ◆弁護士が「意見書」を読み上げる、**携帯の貸し借りは犯罪ではないと理論的に論破。**
- ◆Bさんが陳述書を読む、最後に「3日間、便が出ない」と訴える。再度、拍手が起こる。
- ◆30人が警察前で抗議行動、3人の代表が刑事課長らと面会し、Bさんの即時釈放を求める。

2月21日

- ◆午後、Bさん釈放。

2月24日

- ◆押収物が返還される。

2月28日

- ◆Aさん、Bさん**不起訴**に。公安検事が事件**終結を言明**。